



# 宮 崎 県 公 報

令和 3 年 10 月 21 日 (木曜日) 第 248 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

規 則	頁	
○生活保護法施行細則の一部を改正する規則…… (福祉保健課) 1		○道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 6
告 示		○道路の供用の開始 (2件) …………… ( " ) 6
○決算の要領の公表…………… (財政課) 2		○道路の占用を制限する区域の指定 (3件) …… ( " ) 7
○民有林の保安林の指定予定 (2件) …………… (自然環境課) 2		○都市計画事業の認可…………… (都市計画課) 7
○民有林の保安林の指定…………… ( " ) 2		公 告
○保安林の指定予定の通知 (5件) …………… ( " ) 3		○飼料の検査結果の概要の公表…………… (畜産振興課) 8
○鳥獣保護区の更新 (5件) …………… ( " ) 4		○家畜体内受精卵移植に関する講習会修業試験の 合格者…………… (家畜防疫対策課) 8
○特定猟具使用禁止区域 (銃) の指定…………… ( " ) 5		○公共測量の実施の通知…………… (管理課) 8
○公有水面埋立ての竣功認可…………… (漁業管理課) 5		○入札公告…………… 8
		病 院 局 公 告
		○落札者等の公告…………… 9

## 規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 10 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第55号

#### 生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則 (昭和57年宮崎県規則第44号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(徴収金等支払申出書)	(徴収金等支払申出書)
第28条 省令第22条の4第1項に規定する申出書は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書 (生活保護法第77条の2に基づく徴収金の場合) (別記様式第51号) 又は生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書 (生活保護法第78条第1項又は第3項に基づく徴収金の場合) (別記様式第52号) によるものとする。	第28条 省令第22条の4第1項に規定する申出書は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書 (生活保護法第77条の2第1項に基づく徴収金の場合) (別記様式第51号) 又は生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書 (生活保護法第78条第1項に基づく徴収金の場合) (別記様式第52号) によるものとする。

別記様式第9号中「受領印」を「署名欄」に改める。

別記様式第10号中「氏名 印」を「氏名 印」に、「氏名 印」を「氏名 印」に改め、「@」を削る。

別記様式第11号中「@」を削る。

別記様式第12号中「事業所 (雇主) 印」を「事業所 (雇主) 印」に改める。

別記様式第13号中 「 氏 名 印 」 を 「 氏 名 印 」 に改める。

別記様式第18号中「@」を削る。

別記様式第21号中「担 当 医 師 印」を「担 当 医 師 印」に改める。

別記様式第25号中「印」を削る。

別記様式第26号中「受領印」を「署名欄」に改める。

別記様式第30号から別記様式第32号までの規定、別記様式第35号及び別記様式第37号から別記様式第40号までの規定中「@」を削る。

別記様式第43号中「印」を削る。

別記様式第51号中 「生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を  
徴収金の納入に充てる旨の申出書  
(生活保護法第77条の2に基づく徴収金の場合)」

「生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を  
を 徴収金の納入に充てる旨の申出書 (生活保護法第 77条の2第1項に基づく徴収金の場合)」

「いう。」の次に「以下同じ。」を加え、「第77条の2に基づく徴収金の支払い」を「第77条の2第1項に基づく徴収金の支払」に、「から支払い」を「から支払」に改め、「㊟」を削る。

別記様式第52号中「又は第3項」を削り、「第78条の」を「第78条第1項の」に改め、「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(用紙に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の生活保護法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 803号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233条第3項の規定により、令和3年9月宮崎県議会定例会において認定に付された決算について、同条第6項の規定により、その要領及び監査委員の意見を次のとおり公表する。

令和3年10月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 決算の認定に関する議会の議決
  - (1) 令和2年度宮崎県歳入歳出決算 認定
  - (2) 令和2年度宮崎県電気事業会計決算 認定
  - (3) 令和2年度宮崎県工業用水道事業会計決算 認定
  - (4) 令和2年度宮崎県地域振興事業会計決算 認定
  - (5) 令和2年度宮崎県立病院事業会計決算 認定
- 2 決算の要領  
別冊1のとおりに
- 3 監査委員の意見  
別冊2のとおりに

宮崎県告示第 804号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年10月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町北河内字築池2490-1、2490-5、2493
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 805号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年10月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不土野字天包1589-19
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 806号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年10月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 北諸県郡三股町大字長田字板ヶ谷5963、5966、5969-2、5970-1、5974-15、5974-16、5981、5982-1、5982-2、5985-1、5986-2、5986-3
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第 807号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年10月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市安久町4262-4、4262-5、4262-21、4263-イ
- 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第 808号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年10月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字五ヶ所字中原山 224-1、224-7、224-15、224-56、224-57、224-60、224-65
- 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林

部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第 809号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年10月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字今立 240-5
- 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第 810号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年10月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字中村 3283-3、3283-34、3295-1、3295-2
- 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第 811号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年10月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字上野字尾向

平 656-1、659-4

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字尾向平 656-1・659-4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 812号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成23年宮崎県告示第 902号で指定した猪八重鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和3年10月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

猪八重鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

県道宮崎北郷線と国有林山仮屋線との交点を起点とし、同所から同林道を北東に進み国有林1038林班の国有林道38支線沿いの谷川に至り、同所から同谷川をさらに北東に進み国有林35林班と1036林班と42林班と1043林班の4方界に至り、同所から35林班と1036林班の境界を東南東に進み35林班と1036林班と16林班の3方界に至り、同所から1036林班界を南に進み1036林班と1037林班と12林班の3方界に至り、同所から1037林班界を南に進み岩壺山に至り、同所から144林班と11林班の境界を南に進み144林班と11林班と143林班の3方界に至り、143林班界を南に進み143林班と142林班と167林班の3方界に至り、同所から142林班界を南に進み142林班と167林班と141林班の3方界に至り、同所から142林班と141林班の境界を西に進み141林班と142林班と131林班の3方界に至り、同所から国有林131林班と民有林の境界を西に進み131林班界と民有林の境界に至り、同所から同境界を北に進み、131林班内を通過し、国有林と民有林の境界に至り、同所から同境界を北に進み、国有林132林班と145林班との境界に至り、同所から同境界を西に進み国有林123林班と132林班と145林班との3方界に至り、同所から123林班と145林班の境界を北東に進み国有林123林班と145林班と1038林班との3方界に至り、同所から1038林班と123林班の境界を北に進み県道宮崎北郷線との交点に至り、同所から同県道を北北東に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

地元自治体や鳥獣保護管理員と連絡調整を図りながら、定期的

に巡視活動等を実施し、鳥獣の生息環境保全に努める。

**宮崎県告示第 813号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成23年宮崎県告示第 903号で指定した上江鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和3年10月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

上江鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

高鍋町大字上江字黒谷に所在する県道杉安高鍋線と県道宮崎高鍋線との交点を起点とし、同所から同県道を西に進み牛牧を経て町道福井弁田・東小並線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み町境へ至り、同所から町境を南へ進み県道木城西都線との交点に至り、同所から同県道を南に進み町道前古場・大谷線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道新山・南唐木戸線との交点に至り、同所から同町道を南に進み県道高鍋高岡線との交点に至り、同所から同県道を東に進み、太平寺を経て県道宮崎高鍋線との交点に至り、同所から同県道を北に進み、起点に至るまでの線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

制札の設置及び定期的な巡視の実施等により、鳥獣の生息環境の保持に努め、鳥獣の生息に影響のない範囲で自然観察等の場として活用を図る。

**宮崎県告示第 814号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成23年宮崎県告示第 904号で指定した大淀川鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和3年10月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

大淀川鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

宮崎市大字瓜生野に所在する県道野首麓線と本庄川左岸堤防との交点を基点とし、同所から同堤防を東に進み大淀川左岸堤防に至り、同所から同堤防（堤防のない箇所は大淀川河川区域の左端線）を東に進み海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を南に進み大淀川右岸との交点に至り、同所から同右岸を西に進み大淀川右岸堤防に至り、同所から同堤防を西に進み県道南侯宮崎線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み県道野首麓線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み基点に至る線に囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

更新区域は、河川区域が中心であるため、特に国土交通省や漁協などの関係機関との連携を引き続き図りながら、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。



## 宮崎県告示第815号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、平成23年宮崎県告示第905号で指定した宮崎学園都市鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和3年10月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 鳥獣保護区の名称

宮崎学園都市鳥獣保護区

## 2 鳥獣保護区の区域

宮崎市大字熊野に所在する県道大久保木崎線と県道学園木花台本郷北方線との交点を起点とし、同所から同県道を南に進み県道塩鶴木崎線との交点に至り、同所から同県道を西に進み市道鏡洲星叶線との交点に至り、同所から同市道を北に進み山道(通称シダ越え)との交点に至り、同所から同山道を北西に進み宮崎市清武町の市道勢田線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道永田下木原線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道木原赤坂線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道医大二号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道医大一号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み県道大久保木崎線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る線で囲まれた区域

## 3 鳥獣保護区の存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

## 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

更新区域は、公共施設や農振地域が存在するため、引き続き関係機関と連携を図りながら、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

## 宮崎県告示第816号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、平成23年宮崎県告示第906号で指定した西都原鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和3年10月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 鳥獣保護区の名称

西都原鳥獣保護区

## 2 鳥獣保護区の区域

西都市大字三宅字寺崎稚児ヶ池の南東端を起点とし、同所から用水路を東に進み妻北小学校校庭西側を通過し二級河川鳥子川に至り、同河川を南西に進み県道高鍋高岡線との交点に至り、同所から同県道を南に進み市道矢生町清水線の交点に至り、同所から三宅集落を経て市道鳥子山路線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み松田集落を経て下山路の県道西都原古墳山路線との交点に至り、同所から同県道を進み向園集落を経て上山路の県道都農綾線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み童子丸排水路に至り、同所から同排水路を東に進み市道上園権現原線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道上妻塚脇線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道平田童子丸線との交点に至り、同所から同市道を南に進み起点に至る線で囲まれた区域

## 3 鳥獣保護区の存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

## 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

制札の設置及び定期的な巡視の実施等により、鳥獣の生息環境の保持に努め、鳥獣の生息に影響のない範囲で自然観察等の場として活用を図る。

## 宮崎県告示第817号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域(銃)を次のとおり指定した。

令和3年10月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 特定猟具使用禁止区域(銃)の名称

霞ヶ丘特定猟具使用禁止区域(銃)

## 2 特定猟具使用禁止区域(銃)の区域

西諸県郡高原町大字後川内字大迫の県道有水高原線と高原町道霞神社線とのT字路(鳥居前)を起点とし、同所から同町道を南西に進み都市道日向前田駅・霞神社線を経て農道(通称前田原1号線)との交点に至り、同所からその農道(通称前田原1号線)を北西に進み都市道前田原・日守線との交点(宇都年男宅西部)に至り、同所から同市道を北東に進み高原町道霞原線を経て県道有水高原線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至るまでの線によって囲まれた区域

## 3 特定猟具使用禁止区域(銃)の存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

## 宮崎県告示第818号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功認可をした。

令和3年10月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 竣功認可年月日

令和3年4月16日

## 2 竣功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

宮崎県

宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県知事 河野俊嗣

## 3 埋立区域

## (1) 位置

宮崎県延岡市浦城町1128番地15の地先公有水面及び1138番19、1150番7の地先公有水面

## (2) 区域

## ア A区域

次の別表1の各点のうち①点から⑨点までを順次に結んだ線、⑨点と⑩点を結ぶ平成30年の秋分の満潮位(T.P.+0.92m)における公有水面と既存護岸との境界線、⑩点と⑪点とを結ぶ平成30年の秋分の満潮位(T.P.+0.92m)における公有水面と海底地盤との境界線、⑪点と⑫点及び⑫点と⑬点とを結ぶ平成9年4月14日付け宮崎県指令第268-18号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+2.30mより決定)により囲まれた区域

## イ B区域

次の別表2の各点のうち⑬点から⑰点までを順次に結んだ

線、⑰点から⑲点までを順次に結ぶ平成9年4月14日付け宮崎県指令第 268-18号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +2.30mより決定）、⑲点と⑳点を結ぶ平成30年の秋分の満潮位（T. P. +0.92m）における公有水面と海底地盤との境界線、㉑点と㉒点を結ぶ平成30年の秋分の満潮位（T. P. +0.92m）における公有水面と既存堤防との境界線により囲まれた区域

別表 1

地 点	地 点 の 位 置		
基点	基点（宮崎県延岡市浦城町 宮崎県 3級基準点及び水準点浦尻 NO. 4）は北緯32度38分39秒3269、東経 131度44分59秒9873		
①の地点	基点から	182度42分51秒	16.54mの地点
②の地点	①点から	142度57分19秒	1.76mの地点
③の地点	②点から	180度20分35秒	8.04mの地点
④の地点	③点から	147度15分18秒	17.12mの地点
⑤の地点	④点から	144度23分52秒	9.67mの地点
⑥の地点	⑤点から	22度30分42秒	0.15mの地点
⑦の地点	⑥点から	125度40分57秒	0.16mの地点
⑧の地点	⑦点から	202度56分45秒	9.57mの地点
⑨の地点	⑧点から	292度22分40秒	0.21mの地点
⑩の地点	⑨点から	326度37分22秒	5.40mの地点
⑪の地点	⑩点から	332度39分15秒	29.04mの地点
⑫の地点	⑪点から	1度34分22秒	8.60mの地点

別表 2

地 点	地 点 の 位 置		
⑬の地点	基点から	273度40分02秒	24.21mの地点
⑭の地点	⑬点から	126度29分55秒	3.76mの地点
⑮の地点	⑭点から	129度15分19秒	2.84mの地点
⑯の地点	⑮点から	131度40分22秒	2.84mの地点
⑰の地点	⑯点から	134度20分25秒	3.44mの地点
⑱の地点	⑰点から	269度11分07秒	1.90mの地点
⑲の地点	⑱点から	272度40分14秒	2.44mの地点
⑳の地点	⑲点から	309度00分08秒	9.15mの地点

(3) 面積

工 区	面 積
A区域	146.79㎡
B区域	33.57㎡
合 計	180.36㎡

4 埋立免許の年月日及び番号

令和3年4月16日

シレイ 26756-1574

5 関係図書を閲覧することができる市町名

延岡市

宮崎県告示第 819号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年10月21日から同年11月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月21日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	国道	446号	日向市東郷町下三ヶ字黒松1698番1地先から同市同町下三ヶ同字1698番8地先まで	旧	21.1～24.0	23.5
				新	23.6～28.3	23.5

宮崎県告示第 820号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年10月21日から同年11月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月21日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
9	県道	宮崎西環状線	宮崎市大字跡江字城ノ下2263番1地先から同市同大字同字2441番1地先まで	旧	10.2～10.8	44.2
				新	8.7～8.9	44.2

宮崎県告示第 821号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年10月21日から同年11月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月21日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	222号	都城市安久町4278番83地先から同市同町4278番71地先まで	令和3年10月21日

**宮崎県告示第 822号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年10月21日から同年11月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	446号	日向市東郷町下三ヶ字黒松1698番1地先から同市同町下三ヶ同字1698番8地先まで	令和3年10月21日

**宮崎県告示第 823号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和3年10月21日から同年11月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	222号	都城市安久町4278番83地先から同市同町4278番71地先まで

## 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

## 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

## 4 占用の制限の開始の期日

令和3年11月5日

**宮崎県告示第 824号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和3年10月21日から同年11月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	446号	日向市東郷町下三ヶ字黒松1698番1地先から同市同町下三ヶ同字1698番8地先まで

## 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

## 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

## 4 占用の制限の開始の期日

令和3年11月5日

**宮崎県告示第 825号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和3年10月21日から同年11月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	503号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字八重 609番11地先から同郡同村同大字同字 609番11地先まで

## 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

## 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

## 4 占用の制限の開始の期日

令和3年11月5日

**宮崎県告示第 826号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第59条第 1 項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和 3 年10月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称  
宮崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
宮崎広域都市計画道路事業 3・5・6号川原通線
- 3 事業施行期間  
令和 3 年10月21日から令和10年 3 月31日まで
- 4 事業地  
収用の部分

宮崎県宮崎市高洲町  
使用の部分  
なし

公 告

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第 7 項の規定により、収去飼料の栄養成分に関する検査の試験結果の概要を次のとおり公表する。

令和 3 年10月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

製造事業場等の名称及び所在地等	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
宮崎ひでじビール株式会社 延岡市	同左	愛豚パワー E X	令和 3 年 4 月	栄養成分－水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
株式会社宮崎サンエフ 川南町	同左	3 F M I X	令和 3 年 7 月	栄養成分－水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
土持産業株式会社 都城市	同左	フィード・ワン 母ごのみ	令和 3 年 8 月	栄養成分－水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
土持産業株式会社 都城市	同左	フィード・ワン サウスリード18	令和 3 年 8 月	栄養成分－水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無

令和 3 年 8 月 2 日から 9 月 7 日まで開催した家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験の合格者は、次の受講番号のとおりである。

令和 3 年10月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 2 3 4 5 7 8 9 10 11 12 13

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、宮崎市長から次のとおり通知があった。

令和 3 年10月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（航空写真を利用した数値地形図作成）
- 2 作業地域  
宮崎市田野町拾ヶ島
- 3 作業期間  
令和 3 年10月15日から令和 4 年 1 月14日まで

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 3 年10月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 借入物品及び数量 県立学校校務用コンピュータ 494台
  - (2) 借入物品の特質等 仕様明細書による。
  - (3) 納入期限 令和 4 年 2 月28日
  - (4) 契約期間 令和 4 年 3 月 1 日から令和 9 年 2 月28日まで (60

月)

- (5) 納入場所 仕様明細書による。
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料 1 月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17年宮崎県条例第81号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
  - ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
  - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - ア 令和 3 年宮崎県告示第 116号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目



が電算処理（システム開発を含む。）、データエントリ及びその他の者であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を令和3年11月15日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

#### 4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課管理担当  
宮崎市橋通東1丁目9番10号  
郵便番号 880-8502 電話番号0985 (26) 7237
- (2) 期間 令和3年10月21日から令和3年11月29日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

#### 5 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課管理担当
- (2) 期間 令和3年10月21日から令和3年11月29日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

#### 6 入札説明会

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については令和3年11月15日午後5時まで受け付ける。なお、入札に関する質問にあつては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、メール又はホームページで通知する。

#### 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県教育庁高校教育課管理担当
- (2) 提出期限 令和3年11月29日 午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあつては書留郵便に限る。）により提出すること。

#### 8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁3号館3階 会議室
- (2) 日時 令和3年11月30日 午後4時

#### 9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

#### 10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

#### 11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

#### 12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県教育庁高校教育課管理担当

#### 13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 14 その他

- (1) この競争入札による調達、世界貿易機関（WTO）に基づ

く政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

#### 15 Summary

- (1) Nature and quantity of the service required: Personal computers for school affairs: 494 computers
- (2) Time limit for tender: 5:00 p.m., 29 November, 2021
- (3) Contact point for the notice: Management Section, High School Education Division, Miyazaki Prefectural Board of Education, 1-9-10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan. TEL: 0985-26-7237

## 病院局公告

#### 落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和3年10月21日

宮崎県病院局長 桑山秀彦

- 1 随意契約に係る調達件名及び数量  
新県立宮崎病院移転支援業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室 宮崎市橋通東1丁目9番18号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年9月16日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本通運株式会社宮崎支店 宮崎市高千穂通2丁目6番18号
- 5 随意契約に係る契約金額  
231,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
公募型プロポーザル方式
- 7 随意契約によつた理由  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

--	--